

ETCカード特約

第1条(用語の定義)

- 本特約で特に定義されていない用語は、会員規約(ダイナスクラブカード/ TRUST CLUBカード会員規約、ダイナスクラブ コーポレートカード/ TRUST CLUB コーポレートカード会員規約をいい、それらを総称して、以下「規約等」という)の語句の定義と同様とします。
- 「道路事業者」とは、道路整備特別措置法に基づく有料道路管理者をいいます。
- 「ETCシステム」とは、道路事業者所定の料金所等において会員がETCカードおよび車載器、ならびに道路事業者の路側システムを利用して通行料金等の支払いを行うシステムをいいます。
- 「ETCカード」とは、道路事業者が運営するETCシステム等において利用される通行料金支払い等のための機能を付した専用カードをいいます。

第2条(ETCカードの発行、貸与)

- ETCカードは、規約等を承認のうえ、三井住友トラストクラブ株式会社(以下「当社」という)が発行するクレジットカード(以下、「カード」という)に入会した会員で、道路事業者が別に定めるETCシステム利用規程等を承諾のうえ、当社が定める方法によりETCカードの発行を申し込み、当社がこれを認めた会員に発行、貸与します。
- ETCカードの所有権は当社に属し、会員が善良なる管理者の注意をもってETCカードを使用し、管理するものとします。
- ETCカードは、カード上に表示された名義の会員本人だけが使用できるものとし、会員は、第三者に対して貸与、質入、預託、譲渡もしくは担保提供等を一切行わないものとします。

第3条(ETCカードの利用)

- 会員は、ETCカードを車載器に挿入して使用するものとします。また、会員が自動車から離れる場合には、ETCカードを車載器から抜き取り、会員が保管するものとします。
- 会員がETCカードを利用する場合、規約等および本特約が適用されます。また、ETCシステムを利用した道路の通行方法、車載器の利用方法およびその他の事項については、道路事業者の定めるETCシステム利用規程等が適用されるものとします。

第4条(有効期間およびカード手数料)

- ETCカードの有効期間は、当社が定めETCカードの表面に記載します。
- 会員は、新たにETCカードの貸与を受けた場合、所定のETCカード手数料(以下「手数料」という)を当社に支払うものとし、以降は1年単位で手数料を当社に支払うものとします。
- 会員がETCカードを退会する場合、カードを退会する場合もしくは規約等の定めにより会員資格が取り消された場合等、その他理由の如何を問わず、支払い済の手料は原則会員に返還しないものとします。

第5条(利用範囲)

- ETCカードの利用範囲は、原則としてETCシステムによる有料高速道路での利用のみとします。この場合、「ETCシステム利用規程」「ETCシステム利用規程実施細則」等道路事業者が定めた約款に基づき利用するものとします。なお、道路事業者の料金所においては、ETCカードの提示により道路事業者所定の料金支払いができるものとします。
- 会員は、ETCカードをETCシステムにおいて、有料高速道路の決済以外のサービス支払いに利用することができる場合があります。この場合、会員は、本特約およびサービスを提供する事業者が定める利用規約等に従い、ETCカードを利用するものとします。

第6条(代金の支払)

- 会員は、道路事業者が作成した請求データに基づく有料道路の通行料金等について、会員が指定したカードのカード利用代金として支払うものとします。
- 万一、道路事業者作成の請求データに疑義がある場合は、会員と道路事業者間で解決するものとし、会員は当社に対する支払義務を免れないものとします。

第7条(ETCカードの紛失、盗難)

- ETCカードの紛失又は盗難等が発生した場合には、その事実を速やかに当社、およびETCマイレージサービス等の道路事業者が提供するサービスを利用している会員は会員の責任において道路事業者へ、各々の所定の方法により届け出るものとします。
- ETCカードが紛失、盗難等で他人に使用された場合、そのETCカード使用に起因して生じる債務については、規約等に従います。なお、ETCカードを車載器に挿入した状態あるいは車内に放置した状態でのETCカードの紛失、盗難においては、規約等で定める重大な過失があったものとみなし、支払免除の対象となりません。
- 当社は、ETCマイレージサービス等の道路事業者が提供するサービスに関する第三者の不正利用について、一切の責任を負わないものとします。

第8条(ETCカードの再発行)

- ETCカードの再発行は、当社が適当と認めた場合に行います。この場合、会員は、当社が定める再発行手数料を支払うものとします。
- 本条第1項に定めるほか、ETCカードの会員番号が変更になった場合には、ETCマイレージサービス等の道路事業者が提供するサービスを利用している会員は、会員の責任において道路事業者所定の会員番号変更手続きを行うものとします。
- 本条第2項において、当該手続きが完了するまでの期間中、会員が被った損失、損害(上記サービスの割引を受けられないことを含む)について当社は一切の責任を負わないものとします。

第9条(ETCカードの退会)

- 会員は、ETCカードを退会する場合、所定の届出用紙にETCカードを添えて当社に届け出るものとし、同時に当社に対するETCカード利用による債務の全額を速やかに支払うものとします。ただし、当社が認める場合には通常の支払方法によるものとします。
- 会員は、当社にETCカードの退会の申し出をした後は、会員の本特約に基づく当社との契約は当然に終了し、会員に貸与されていたETCカードは失効し、退会後は、一切利用できないことを会員は承諾するものとします。
- 会員がカードを退会した場合、退会と同時に当然にETCカードも失効となるものとします。
- 会員はETCカードの退会を申し出た場合、当社へETCカードを返却しなければならないものとします。ただし、当社より破棄処分の指示がある場合にはこれに従い、ICカードのICチップ搭載部分を切断し、使用不能の状態として処分するものとします。

第10条(ETCカードの利用・貸与の停止等)

- 当社は、規約等に定めるところによりカードの利用・貸与の停止・資格の取消等の措置を取った場合には、会員に事前の通知なく当然に当該会員のETCカードも同様の措置を取ることができるものとします。
- 本条第1項の場合、会員は速やかにETCカードを当社に返還し、その後ETCカードを一切利用しないものとします。
- 本条第1項の場合、会員は当社に対するETCカード利用による債務の全額を支払うものとします。
- 本条第1項の場合、ETCカードの利用・貸与の停止・資格の取消等の措置にかかる道路上での事故に関し、当社はこれを解決しもしくは損害を賠償する等の責任を一切負わないものとします。

第11条(免責)

- 当社は、ETCカードの利用代金の決済に関する事項を除き、事由の如何を問わず、道路上の事故および車載器に関する一切の紛議等の解決および損害賠償の責任を負わないものとします。
- 当社は、ETCカードの機能不良、会員の操作不良等に基づく、会員の損失、不利益に関して一切の責任を負わないものとします。
- 当社は、ETCカードに付帯される道路事業者所定のサービス等に基づく会員の損失、不利益に関して一切の責任を負わないものとします。

第12条(適用関係等)

本特約は、ETCカード利用について適用されるものとし、本特約に定めのない事項については規約等によるものとします。

2024年4月1日改訂